



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 税務調査での調査官と、経営者のかけひき？

税務署が行う税務調査のほとんどは任意調査です。私たち税理士は、法律に基づいて決算書・申告書を作成させていただいております。しかし現場の税務調査官は、事実認定を重視しています。経営者との「かけひき？」とも思える会話から修正事項につなげようとすることも多々あります。今回は何年か前にあった調査でのひとコマをご紹介します。

市内にある飲食店に飛び込み調査が入った。部隊は法人調査2部門の上席調査官と、平の調査官の2名。店主は50歳代半ばの社長、従業員は2人、アルバイト数名。奥さんも役員として給与を月額30万円取って店を切り盛りしている。店の規模、席数、駐車場の台数、従業員数からして特に申告上おかしな点はない。現金売上げのレジは、店主と奥さんだけが管理している。調査は反面資料なし、内定調査もなしで行われた。

### 調査現場での会話

(税務署)

「大将、夏場はビールがよくでますよねー」

(店主)

「ええ特に今年は暑かったんで、ずいぶん儲かりましたよ」

(税務署)

「大将も自分だけ、儲けてばかりじゃなく、たまには従業員さんたちにビールをおごってやったらどうですか？」

(店主)

「なにいってるんだい、毎日みんな2～3杯は生ビール飲ましてるよ」

(税務署)

「大将も飲めるほうですか？」

(店主)

「俺は4～5杯は欠かさずやってるよ」

(税務署)

「みんなが飲んだビール代はもらってるの？」

(店主)

「そんなけち臭いことしてねーよ……」

### 修正申告の内容

ビールの売上げと賄い費の計上漏れがある。3年分で150万円。追徴税額は、法人税33万円、消費税7万円、加算税・延滞税で5万円、地方税は、30万弱。代表取締役である店主の所得税(役員賞与)30万円、地方税15万円

しめて追徴税額の合計 120万円となりました。